

確証類等 貼付用台紙										
健康保険 記号・番号	記号		番号							申請対象者名

裏面にも記載がある場合は裏面の内容が確認出来る様に貼付して下さい。

ご提出された領収書等は返却出来ません。必要に応じて申請前にコピーをお手元に保管下さい。

A4サイズ以下の確証は確証毎(下記参照)に「確証類等 貼付台紙」に貼り付けて下さい。

【装具、小児用眼鏡、弾性着衣】申請

- 【確証①】・装着証明書(装具、小児用眼鏡、弾性着衣)(原本)
- 【確証②】・装具内容の内訳書(原本) ・領収書 (原本)
- ・その他

小児用眼鏡等の場合は「装具内容の内訳書」不要

【健康保険資格未確認、前加入の健保・国保より請求】申請

- 【確証①】・診療報酬明細書・調剤報酬明細書 (原本)
- 【確証②】・領収書 (原本)
- ・その他

【はり灸、あんまマッサージ】申請

- 【確証①】・療養費支給申請書(はり師、きゅう師、あんま・マッサージ師が作成) (原本)
- 【確証②】・領収書 (原本)
- 【確証③】・医師の同意書 (原本) 同意書有効期間内は初回のみ
- 【確証④】・施術報告書(写) 発行されている場合のみ
- ・その他